

## 果樹の樹体共済の補償拡充

～ 補償対象の損傷基準緩和へ ～

平成26年2月の関東地方を中心とした豪雪被害をはじめ、近年は東北地方などで大雪による被害が発生しているが、樹体の損傷基準が緩和され、平成27年度引受から適用となった。

改正内容は「損傷が主枝に係るもので、樹冠容積の3分の2以上の部分にわたる程度のもの」としている補償対象の損傷基準を2分の1以上に緩和するもの。損傷基準の緩和については、かねてより要望してきた内容でもあり、農家ニーズに応えるかたちとなった。

また、併せて樹体の共済価額の算定に用いる換算係数の見直しも行われ、一層の補償充実が図られた。

### 平成27年度引受から適用



### 樹冠容積1/2以上の被害から 共済金の支払対象に

#### 〔樹体共済の共済価額・共済金額の算定例〕（金額は目安です。）

◆ <b>共済価額</b> ：品種及び樹齢区分ごとの標準収穫金額に換算係数を乗じた金額の合計				
		(標準収穫金額)	(換算係数)	(共済価額)
ふじ (100 a)	樹齢 35 年	4,000,000 円	× 6.2	= 24,800,000 円
王林 (30 a)	樹齢 20 年	800,000 円	× 6.7	= 5,360,000 円
合計		4,800,000 円	—	30,160,000 円
◆ <b>共済金額</b> ：共済価格に選択割合（5割～8割）を乗じた金額				
		(共済価額)	(選択割合)	(共済金額)
		30,160,000 円	× 80%	= 24,128,000 円

(注) 換算係数とは、樹体の価額と標準収穫金額との割合を、樹齢ごと（5年刻み）に係数化したもので農林水産大臣が定める。この場合の樹体の価額は、育成に要した費用の額や将来の期待収益を勘案して算出している。

#### 〔樹齢区分別換算係数〕

りんご	樹齢区分	～ 5年	6年 ～ 10年	11年 ～ 15年	16年 ～ 20年	21年 ～ 30年	31年 ～ 35年	36年 ～ 40年	41年 ～ 45年	46年 ～ 50年	51年 ～ 55年	56年 ～ 60年	61年 以上
	換算係数	7.9	4.6	6.2	6.7	6.9	6.2	5.3	4.4	3.3	2.3	0.9	0.3



ぶどう	樹齢区分	～ 5年	6年 ～ 10年	11年 ～ 15年	16年 ～ 20年	21年 ～ 25年	26年 ～ 30年	31年 ～ 35年	36年 以上
	換算係数	2.0	4.8	5.0	5.1	4.0	2.7	1.1	0.4

